

世帯全員が住民税非課税の方へ 介護保険サービス利用時の 負担軽減・助成制度をご活用ください

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は7月31日(月)までです。更新申請書を、6月上旬に発送しますので、お早めに手続きをしてください。新たに対象となる方は、介護保険課給付係へ申請してください。

※住民税非課税は、平成28年中の所得で判定します。
【問合せ】介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176・☎(3209)6010へ。

介護保険施設の 居住費(滞在費)・食費の負担を軽減

次の所得・資産要件の全てに該当する方を対象に、所得に応じた負担段階(下表の3段階)に分け、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設での入所とショートステイ利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を、軽減します。

- ◆所得要件…世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が住民税非課税
- ◆資産要件…本人・配偶者の預貯金等の資産が一定基準額(配偶者がいる場合は2,000万円、配偶者がいない場合は1,000万円)以下

利用者の負担段階区分

負担段階	所得区分	
第1段階	生活保護を受けている方	
	住民税非課税世帯	高齢福祉年金を受給している方
合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(※)収入額の合計が80万円以下の方		
合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金(※)収入額の合計が80万円を超える方		

※非課税年金とは、遺族年金、障害年金等をいいます。

軽減前の基準費用額(標準的な全国平均値)と軽減後の負担限度額(1日当たり)

施設の区分	①特別養護老人ホーム・短期入所生活介護施設 ②介護老人保健施設・短期入所療養介護施設 ③介護療養型医療施設・短期入所療養介護施設
居住費(滞在費)	ユニット型個室 【軽減前】1,970円 【軽減後】第1段階・第2段階の方…820円、第3段階の方…1,310円
	ユニット型準個室 【軽減前】1,640円 【軽減後】第1段階・第2段階の方…490円、第3段階の方…1,310円
	従来型個室 【軽減前】「施設の区分」の①は1,150円・②③は1,640円 【軽減後】第1段階の方…「施設の区分」の①は320円・②③は490円 第2段階の方…「施設の区分」の①は420円・②③は490円 第3段階の方…「施設の区分」の①は820円・②③は1,310円
	多床室(相部屋) 【軽減前】「施設の区分」の①は840円・②③は370円 【軽減後】第1段階の方…0円、第2段階・第3段階の方は370円
食費	【軽減前】1,380円 【軽減後】第1段階の方…300円、第2段階の方…390円 第3段階の方…650円

介護保険通所サービス利用時の食費を助成

世帯全員が住民税非課税の場合、介護保険の通所サービス(通所介護・地域密着型通所介護・通所介護相当サービス・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の通いサービス)利用時の食費を、1日に付き200円助成します。

- ※上記と同様の「介護予防」のサービスも対象になります。
- ※対象になる通所サービス事業所は、区に「この助成制度の実施を届け出た区内の事業所」です。

介護保険サービス利用時の負担を軽減

世帯全員が住民税非課税で、介護保険サービスの利用者負担額の支払いが困難な方の、次の対象サービスの利用料や食費、居住費(滞在費)の利用者負担額を25%減額します。

- 【対象のサービス】▶訪問介護、▶訪問介護相当サービス、▶定期巡回・随時対応型訪問介護看護、▶夜間対応型訪問介護、▶通所介護、▶地域密着型通所介護、▶通所介護相当サービス、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護、▶看護小規模多機能型居宅介護、▶訪問看護、▶訪問入浴介護、▶短期入所生活介護、▶短期入所療養介護、▶訪問リハビリテーション、▶通所リハビリテーション、▶介護福祉施設(特別養護老人ホーム)、▶地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※上記と同様の「介護予防」のサービスも対象になります。

この軽減は、東京都に軽減措置事業を行うことを届け出た社会福祉法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。

- 【対象】次の全てに該当する方(被保険者証に給付額減額等の記載のある方を除く)
▶利用者本人を含む世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(※1)以下、▶世帯の預貯金等が基準貯蓄額(※2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有していない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を滞納していない

※1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算(収入には、仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む)

※2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに100万円を加算(預貯金等には有価証券・債権等を含む)

製造業を営む事業所の方へ

工業統計調査にご協力を

経済産業省が、6月1日を調査期日として、全国一斉に実施しています。インターネットでの回答は6月7日(水)までをお願いします。従業者数が4人以上の事業所で、調査票がまだお手元に配布されていない場合は、お問い合わせください。

統計法により調査内容の秘密は守られます。正確なご記入にご協力をお願いします。

【問合せ】地域コミュニティ課統計係(本庁舎1階) ☎(5273)4096へ。

元気館からのお知らせ

改修工事のため

体育館の利用を休止します

- 利用休止期間は10月1日(日)～30年3月末(予定)
- 利用休止期間中は、代替施設として旧都立市ヶ谷商業高校(矢来町6)の体育館を貸し出します。詳しくは、新宿区ホームページでもご案内しています。
- 【問合せ】健康政策課健康企画係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3024・同館 ☎(3202)6291へ。

区民のひろば 費用・申込み・問合せ

掲載行事は区の主催ではありません。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階) ☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

★サークル紹介・会員募集★

◆バイオリン 原則として毎月第1・第3土曜日午前9時～12時、若松地域センターで。見学歓迎。☎入会金2,000円・月5,000円。☎平日午後6時～8時にラ・ミューズ・渡辺 ☎070(6945)2639

◆俳句 毎月第1土曜日午後1時～4時、納戸町で。中高年の初心者歓迎。☎月1,000円。☎都民文芸句会・松嶋 ☎(3260)8243

【問合せ】生涯学習スポーツ課生涯学習スポーツ係(本庁舎1階) ☎(5273)4358・☎(5273)3273(5273)3590へ。申し込み方法等詳しくは、募集要項をご案内しています。募集要項は同係で配布しているほか新宿区ホームページから取り出せます。

【選考】▼1次：作文、▼2次：1次合格者に面接(7月24日(月)を予定) 【申込み】私の考える新宿区の産業振興がテーマの作文(800字程度)に住所氏名・年齢・電話番号・区分(①②の別)、①に応募する方で区外在住の方は勤務先・学校・活動団体の名称・所在地、②に応募する方は業種、事業所の名称・所在地を記入し、6月26日(月)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023 西新宿)

【指定期間】30年4月1日～35年3月31日(5年間) 【応募資格】法人格があり施設の管理運営業務の経験が豊富な企業・団体 【業務内容】施設・附帯施設設備の維持管理・運営、宿泊・飲食サービスの提供、利用料金の徴収に関する業務ほか 【選定】施設ごとに、▼書類(9月6日(水))、▼プレゼンテーション(10月中旬)により候補団体を選定。その後、区議会の議決を経て指定 【申込期間】8月2日(水)まで

【報酬】会議(年5回程度、平日の日中または夜間を予定)に出席の都度、1万円 【任期】8月～31年8月 【報告】会議(年5回程度、平日の日中または夜間を予定)に出席の都度、1万円

●現地説明会を開催します 【日時】▼①区民健康村：6月28日(水)正午から、▼②中強羅区民保養所：7月4日(火)午後1時から 【申込み】所定の申込書を①は6月20日(火)、②は6月26日(月)までに同係へ。申込書は新宿区ホームページから取り出せます。

【日時】7月6日(木)午後2時～4時 【会場】申込み・傍聴を希望する方は当日直接、人材育成センター研修室(西新宿7-15-8、新宿都税事務所2階)へ。 【問合せ】住宅課居住支援係(本庁舎3階) ☎(5273)3567へ。

5月の新宿区の人口 1日現在 (増減は前月比)

住民基本台帳人口	341,415人(2,076人増)	
世帯数	216,572世帯(2,013世帯増)	
	日本人	外国人
人口計	298,935人(612人増)	42,480人(1,464人増)
男	149,445人(304人増)	22,108人(766人増)
女	149,490人(308人増)	20,372人(698人増)